

南知多町観光施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7年12月18日

南知多町長

石黒和彦

# 南知多町条例第39号

## 南知多町観光施設条例の一部を改正する条例

南知多町観光施設条例（昭和40年南知多町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項を次のように改める。

内海観光センターを利用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。

別表第1みかん狩休憩所の項の次に次のように加える。

内海観光センター	〃	観光旅行者に観光センターを利用させること。
----------	---	-----------------------

別表第1中「

師崎水浴場	師崎	観光旅行者に水浴場を利用させること。
師崎港観光センター	〃	観光旅行者に観光センターを利用させること。
師崎港観光センター 附属施設	〃	観光旅行者に施設を利用させること。

」を「

師崎水浴場	師崎	観光旅行者に水浴場を利用させること。
-------	----	--------------------

」に改める。

## 附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。